

令和 7年 7月29日

日本原駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
26	ストックウォール及びフラット パネル解体移動	日本原演習場	R7.9.30	R7.7.29	R7.8.7 (09時00分)	R7.8.7 (10時00分)	無し	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒708-1325

住所 岡山県勝田郡奈義町滝本

契約機関名(担当) 第356会計隊日本原派遣隊(折口)

電話番号(内線) 0868-36-5151(346)

FAX番号(内線) 0868-36-2198(377)

mailアドレス ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号	26
-----------	----

見積金額¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
ストックウォール及びフラットパネル解体移動	仕様書のとおり	ST	1		
納入(履行)場 所	日本原演習場		納 期 (履行期限)	R7.9.30	
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私(個人の場合)、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和7年8月7日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

件名リスト一連番号	26
-----------	----

市場価格¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
ストックウォール及びフラットパネル解体移動	仕様書のとおり	ST	1		
納入(履行)場所	日本原演習場		納期 (履行期限)	R7.9.30	
契約保証金	(免除)		入札(見積)書有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私(個人の場合)、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

仕 様 書

仕 様 書 番 号	36	承 認 年 月 日	7. 7. 22
調 達 要 求 番 号	177	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務隊
品 名	ストックウォール及びフラットパネル解体移動	作 成 年 月 日	7. 7. 22
数 量	1 件		

1 役務件名：ストックウォール及びフラットパネル解体移動

2 場 所：陸上自衛隊日本原演習場（岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地）

3 役務期間：契約締結後 ～ 令和7年9月30日

4 解体移動対象物

(1) スtockウォールH2500（ランダス株式会社製） × 3 棟

(2) フラットパネル仮囲い（7m×7m）（周辺部材を含む。） × 1 棟

5 一般事項

(1) 本役務は、日本原演習場内にある対象物を解体し、官側の指定した同場内の場所に移動させるものであり、移動先の再組立ては不要とする。

(2) 解体した各部材は、結索、袋詰め等により、移動及び再使用に容易な単位でまとめるものとする。ただし、単体の方が移動及び再使用に有利な場合を除く。

(3) 移動先における各部材の配置は、各部材が容易に倒れないよう配置し、かつ、1棟分を一か所に集めておくものとする。

(4) 作業において、仕様書に明記無き事項でも作業場に必要なのは、請負業者の負担において良心的に行うものとする。

(5) 請負業者は、実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。

(6) その他不明な事項、提出書類等疑義が生じた場合はその都度官側と調整し、指示に従うこととする。

6 特記事項

演習場の使用状況により役務を実施できない日があるので、役務予定の前週に官側へ作業実施の可否について確認をすること。

7 検査

検査は、現場検査を受け、合格をもって完了とする。